

## 宇都宮地方裁判所委員会（第40回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 令和4年11月24日（木） 13:30～15:00

2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

岡村安将、五味渕玲子、滝田純子、手嶋あさみ（委員長）、中原康則、根本智子、藤井佐知子、谷島義則

（説明担当官）

山本亨裁判官、朝倉亮子裁判官

（庶務）

杓水一隆事務局長、赤穂珠代事務局次長、家本浩司総務課課長補佐、松井拓美総務課庶務係長

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

滝田委員、手嶋委員から自己紹介があった。

(2) 委員長の選出

委員の互選により、手嶋委員が委員長に選出された。

(3) 意見交換テーマに関する説明

委員長から、今回の意見交換テーマ（調停制度について）及びその趣旨に関する説明がされた。

(4) 基本説明

山本裁判官から、民事調停制度の概要に関する説明がされた。

(5) 模擬民事調停の上映

宇都宮地方・家庭裁判所において10月に実施した調停制度100周年記念行事の中で実施した模擬民事調停の様子を録画したDVDを上映した。

(6) 意見交換の要旨

(委員)

- 現役の調停委員としての補足であるが、上映された模擬民事調停は短くまとまっているところ、実際には双方から周辺の事情を含めて詳細に聞きながら、堅苦しくならないように進行している。

(委員長)

- 民事調停は、ピーク時である平成15年には、多重債務問題が社会問題となっており、特定調停制度がその解決に活用されていたこともあって、全国の新受事件は61万件超であったが、令和元年には3万件超まで減少している。近時の利用はやや低調と言わざるを得ない。

調停制度については、発足直後、関東大震災が発生し、これに関係する様々な紛争解決のために威力を発揮し、制度が定着したという経緯がある。最近でも東日本大震災など自然災害が頻発しているところであるが、特定非常災害に指定されると、民事調停の申立て費用について特例が認められている。民事調停がこうした突発的な多数の紛争の解決に威力を発揮するのは間違いないと考えられるが、他方で日常的な紛争解決の手段としての民事調停についてのニーズはどうか。模擬調停等で手続の概要・特徴をご覧いただいたところだが、手続利用のニーズ自体についてはどのように思われるか、ご発言いただきたい。

(委員)

- 医療訴訟に関する話になるが、患者の側は、もっと話を聞いてほしいと思っているのではないかと考えている。傷付いたり悲しい思いをしたりしていること、まずはそういった気持ちを病院側がきちんと聞き、受け止めていけば、大きな争いにならずに済む事例もあったのではないかと思う。先ほどの説明や模擬調停等から、調停はそれができる手続なのではないかと思った。

一般の方からすると、「調停」と聞くと、裁判所の手続ということで、実際よりも非常に大掛かりなものを想像してしまい、利用しやすい制度であるとは認識されていないのではないかと。また、相手方からすれば、悪いことをしたわけではないのに裁判所から呼び出されたというイメージを持ってしまうとも思われる。

調停というのは、話を聞いてもらえる場であり、紛争解決のために双方の利益を調整してもらえる場であるというイメージをもっと持ってもらえるといいのではないかと。

(委員長)

- 裁判所に呼び出されること自体に立腹される方もいらっしゃるのでは、個人的にも経験があるところである。

(委員)

- 一般の方からすると、裁判所は悪いことをしたら行く場所というイメージがあり、広報という点では、調停は話し合いの場であるというソフトなイメージが伝わりづらいのではないかと。身内に裁判所の関係者がいるなどすればイメージはしやすいが、そうでなければ、例えば、調停は訴訟と違って非公開の場で話を聞いてもらえるといったことも分からないと思う。

(委員)

- 民事調停については、裁判所の手続ということで一般の方が二の足を踏むという側面も確かにあると思うが、最近は建築等の各民間の業界でADRがかなり進んできており、話し合いの場を専門性のある民間のほうに求めているという側面もあるのではないかと感じている。栃木県弁護士会でもADRを開始したが、やはり利用が低調であり、広報に苦慮しているところである。

紛争自体は存在しているので、ADRを実施している各業界に対して、

それ以外にも紛争解決手段があり、その一つに民事調停があるといったことを働きかけるなどすることが利用促進に有効なのではないか。

もっとも、裁判所で話し合いをすると聞くと後には引けないというイメージがあるので、やはり一般の方としては、民間での紛争解決手段があるのであれば、最初はそちらを利用するのではないかと感じている。

また、民事調停を利用する前に、弁護士に相談して示談交渉を行うようになってきていることも、原因の一つなのではないかと思う。

(委員長)

- 専門性という話があったが、民事調停においても専門的知見を持った方を調停委員として選任し、当該分野の知見を活かして調停を行うことができるようになってきている。同様の分野のADRとどのように住み分けていくかという課題はあるものの、これが民事調停における強みのひとつであると思う。

(委員)

- 学校において調停といえば、申立てられるようなことがあれば速やかに県に報告しなければならない非常に大変なことといった印象である。

学校自身が調停制度を利用することは難しいが、教育現場の役割としては、前回の委員会のテーマであった裁判員制度と併せて、子どもたちに制度の内容を理解させていく必要があると感じている。例えば、民事調停制度についても、裁判員制度と同様に出前講義を行うなどして制度を紹介することが考えられるのではないか。制度についての知識ということにとどまらず、例えば社会の状況が分かるようになる高校二、三年生に対しては、先ほど見せていただいたような模擬調停を体験させることで、双方の話を傾聴し、考え方や意見が異なる人があるときに、どのようにしてそれぞれの意見を受け止め、相手に伝え、その違いを乗り越えて解決方法を見出していくスキルを身に着けさせることにもつながる

ように思う。そうした現代社会において必要な要素が含まれているように思う。

(委員長)

- 調停は、実は、今般の新型コロナ感染症の感染拡大によって大きな影響を受けた。長時間、比較的狭い部屋において、対面でじっくり話を聞くという従来のやり方をそのまま維持することが難しかったためである。ではどうするかという検討の中で、今お話しいただいたような調停制度の本質、すなわち、双方の話をしっかり傾聴し、主体的な解決を目指すという調停の良さを改めて確認し、これは大切にしなければならないということになっている。感染症対応だからということだけではなく、これをきっかけに、調停制度そのものをよりステップアップしていくためにはどうしたらよいかという観点から、検討しているところである。

(委員)

- 大学においても、訴訟を提起するか否かというような紛争が生じることがあるが、その場合、まずは当事者同士で話し合いを行い、物別れに終わった場合は、弁護士に依頼して解決を図るとするのが一般的であると思う。

調停は、話し合いによる当事者の主体的な解決を支援する制度であるとのことであるが、そもそも多くの方については、裁判所に来る前に当事者間で話し合いを行ったものの解決できなかったという場合に、民事調停を申し立てて裁判所で話し合いを行うという発想自体がないのではないか。自分も、今回の説明を聞いて、まず自ら申立てをすることが出発点ということを知った。具体的な手続を含め、調停のイメージが一般の方々には十分知られていないのではないかと思う。

(委員長)

- 調停委員からは、調停の過程で、当事者の方々自身も調停委員の問い

かけに答え、話をする中で自身の気持ちや問題が整理されていくところがあり、それが紛争の解決につながっているのではないかという指摘がある。このような強みももう少しアピールしていく余地があるのではないかと考えている。

(委員)

- 現役の調停委員としては、当事者の方々にとって話を聞いてもらうということは非常に大事なことだと思っている。話を聞き、きちんと受け止めてもらえることによって、調停の場は裁判とは異なる「裁かれる場」ではないということを理解してもらえるのではないかと感じている。

(山本裁判官)

- 民事調停担当の裁判官としては、民事調停でうまく紛争が解決でき、当事者の方々が満足して帰られる姿を見ると、非常に嬉しく思う。大規模庁においては、高校生や中学生に対して模擬調停を行うなどしているところ、当庁でもこういった機会を設けて、非公開である調停手続を知ってもらうことで、今後の利用促進につながれば理想的である。

(朝倉裁判官)

- 民事調停と同様、家事調停も、当事者の方々が主体的に紛争を解決することをサポートする手続であるので、この点がもっと一般の方々に知られていけば、利用しやすくなるのではないかと思う。

(委員長)

- 定年延長などの影響もあり、いわゆる専門家以外の方で調停委員になってくださる方のリクルートが難しい状況になっている。この点について何かご助言・ご意見などがあればお伺いしたい。

(委員)

- 離婚問題など家庭の問題を解決するにあたっては、女性の視点も必要であると考えられるところ、時代によって社会通念が変わってきている

ことも踏まえて、是非若い女性を登用していただきたいと思っている。  
リクルートについては、県内には様々な活動をしている女性団体があるので、こういったところにアプローチしてみることが考えられる。

(委員)

- 以前家事調停委員になられた方の推薦文を書いたことがある。その方は、元新聞記者で、退職された後に県の第三者機関である行政不服審査会の委員を務めており、同委員を辞めるにあたって、その後も何らかの社会貢献がしたいと考えていたところ、家事調停委員募集の記事を見て、応募しようと思ったとのことであった。この方は、元新聞記者ということもあって、こういった情報を探し当てることができたと思うが、そうでない方もいると思うので、募集をかける場合には、退職される方々の目に触れる方法で行うということが一つの方法として考えられる。

(委員長)

- 本日は、皆様から貴重なご意見をいただき、心から深く感謝申し上げます。

(7) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会の日程について、令和5年5月30日(火)午後1時30分から開催することとされた。

以上